

平成16年度第2回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成16年10月6日(水)		官庁営繕部会議室
委員	委員長 委員長代理 委員	沖塩 莊一郎 谷口 汎邦 小川 光吉 神田 良 宮本 健蔵	(東京理科大学名誉教授) (東京工業大学名誉教授) (情報処理推進機構監事) (明治学院大学経済学部教授) (法政大学法学部教授)
抽出案件			(備考)
	工事〔小計〕	2件	
	一般競争	0件	
	公募型及び工事 希望型指名競争	1件	
	以外の指名競争	0件	
	随意契約	1件	
	コンサルタント業務	2件	
	合計	4件	
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

委 員	国 土 交 通 省
<p>1. 官庁営繕部工事及びコンサルタント業務等の発注状況について 特に意見はなし</p> <p>2. 指名停止等の運用状況について 民間工事における安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故についても指名停止の要件となるのか。</p> <p>他の公共機関との指名停止に関する情報交換は行われているのか。</p> <p>3. 抽出案件の審議 (1) 公募型指名競争入札 【特許庁総合庁舎改修(04)静止形電源設備その他工事】 過去において同じ庁舎のCVC F部分の改修工事を随意契約でやっているが、本工事はなぜ競争入札としたのか。</p> <p>今回の入札は、過去の随意契約の場合と比較して、予定価格の算出方法に差があるのか。</p> <p>(2) 随意契約 【中央合同庁舎第3号館改修(04)エレベーター設備工事】 本工事は、部品の再利用率が20%という準撤去であるが、競争入札ではなく、随意契約とした理由は何か。</p>	<p>当案件は会社及び社員に対し労働安全衛生法違反による刑が確定したため、これを受けて指名停止を行ったものであり、このような場合には、民間工事であっても指名停止の要件となる。</p> <p>事案の発生ごとに行っている。</p> <p>過去の改修工事は、システムの構成上、バックアップ設備のない中で、既存設備との調整を行いつつ、CVC Fの更新を行わなければならなかったため、元施工者との随意契約とした。今回は、システムが独立したラインであり、かつ、バックアップのための別系統設備が存在していたため、一定の性能を有する機器の更新のみをすれば足りることから、機器メーカーによる競争入札としたもの。</p> <p>どの入札方式を採っても、公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出しているため差はない。今回の場合のように、施工業者ではなくメーカーと契約する場合は、いずれの契約方式においても元請け経費相当分が減額される。</p> <p>既存エレベーターとの群管理機能の付加及び既存エレベーターの運行上の安全確保の観点から、随意契約とした。</p>

(3) コンサルタント業務 随意契約
【新議員会館整備等事業にかかるテクニカルアドバイザー業務 (PFI事業関係)】

予定価格はどのように決めているのか。

依頼した業務に係る成果の中には、例えば募集選定要領とか特定事業の選定方法とか他のPFI事業の際にも使えるノウハウがあると思うがどうか。

(4) コンサルタント業務 随意契約
【建築物の建材・施工材に関する環境対策の検討業務】

- 本件について、この公益法人と随意契約をした理由のポイントは何か。

業務の成果品となる「環境対策マニュアル(案)」は、民間工事において利用することは考えていないのか。せっかくの成果品なので、広く普及すれば、作った意味が出てくると思うが。

要求水準書については先行事例の実績等から見積を査定し、図面等についてはPFI事業の業務内容を精査の上、必要な項目をリストアップし積み上げたものである。

ご指摘のとおり、他のPFI事業においてもノウハウの活用が可能と考えられる。今後とも、官庁営繕部がPFI事業を行う際には、十分活用したい。

- 本件は、官庁施設における建材・施工材に関する環境対策の検討業務であり、本法人は官庁施設の各種基準類と営繕工事における有害化学物質対策について熟知している法人であるため。

本マニュアル(案)は、官庁営繕部や地方整備局等が行う営繕工事において使用されるものであるが、今日、環境対策が強く叫ばれているところでもあり、地方公共団体等が行う営繕事業はもちろんのこと、広く一般にも普及を図りたい。

(再苦情処理について)

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。